

税関様式C 第1100号-1

収入  
印紙

## 保 証 書

令 和 年 月 日

殿

保 証 人

住 所

電話番号

氏名（又は名称）

代表者氏名

印

下記の輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

記

輸入者（又は限定輸入申告者）の住所、氏名、電話番号							
輸入申告の番号							
税額							
適用法条	関 稅 法	第	条	第	条	項	
	消 費 稅 法	第	条	第	条	項	
	地 方 稅 法	第	条	第	条	項	
		第	条	第	条	項	
		第	条	第	条	項	
		第	条	第	条	項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第	条	第	条	項	

- (注) 1. 「輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
2. 内国消費税の担保も、この保証書により提供することができます。
3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

(規格A4)



## 保 証 書 (据置担保用)

令 和 年 月 日

殿

保 証 人  
住 所  
電話番号  
氏名 (又は名称)  
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認) を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

## 記

輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号								
保証期間 (債権発生期間)		自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日						
担 保 の 区 分		官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)						
税 額								
適 用 法 条	関 稅 法 第 9 条 の 2 第 項							
	消 費 稅 法 第 51 条 第 項							
	地 方 稅 法 第 72 条 の 第 項							
	法 第 条 第 項							
	法 第 条 第 項							
	法 第 条 第 項							
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項							

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。  
 2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。  
 3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

取入  
印紙

## 保 証 書 (据置担保用)

令 和 年 月 日

殿

保 証 人  
住 所  
電話番号  
氏名 (又は名称)  
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認) を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号							
保証期間 (債権発生期間)	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日						
担 保 の 区 分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)						
税 額							
適 用 法 条	関 稅 法 第 9 条 の 2 第 項						
	消 費 稅 法 第 51 条 第 項						
	地 方 稅 法 第 72 条 の 第 項						
	法 第 条 第 項						
	法 第 条 第 項						
	法 第 条 第 項						
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項						

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。  
 2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。  
 3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収入
印紙

令和 年 月 日

## 保証通知書(税関官署追加用)

殿

保証人 住 所  
氏 名  
代表者の氏名 印

保証人は、下記保証について、対象税関官署の長として次の税関官署の長を追加し、令和 年 月 日  
から当該税関官署の長に対する納税義務の保証を行うこととしたので通知します。

税関官署の長		
	※ 現在保証している税関官署以外の	<input type="checkbox"/> すべての税関官署の長 <input type="checkbox"/> 同一税関管内のすべての税関官署の長 <input type="checkbox"/> 〔 〕

記

## &lt;保証内容&gt;

担保預り証番号 第 号	
-------------	--

令和 年 月 日

納税義務者 (輸入者または 限定輸入申告者)	住所 氏名 電話番号
適用法令	関税法 第 条 第 項
	消費税法 第 条 第 項
	地方税法 第 条 第 項
	輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律 第 条 第 項
保証金額	
保証期間	始期 令和 年 月 日 終期 令和 年 月 日

- (注) 1. 保証期間が更新された場合には、最後の保証期間を指すものとします。  
 2. 宛先は、すべての対象税関官署の長を連名で記載して下さい。  
 3. 保証人の印は保証書に押印した印と同じものを使用して下さい。  
 4. ※印欄に記載をした場合には、今後、税関官署が新設又は当該税関官署に輸出入・港湾関連情報  
処理システムが新たに導入等された場合、当該税関官署の長に対しても保証を行うこととします。

令和 年 月 日

## 保証期間の非更新についての届出書

殿

住 所  
電話番号  
氏名（又は名称）  
代表者の氏名

下記の納税保証について、保証期間を更新しない旨届け出ます。

記

## 1. 非更新の届出を行う保証書の内容

保証書年月日	令和 年 月 日	保証金額	円
輸入者 (又は限定輸入申告者)		保証期間	始期 令和 年 月 日 終期 (注) 令和 年 月 日
適用法令	関税法 第 条 第 項	参考	
	消費税法 第 条 第 項		
	地方税法 第 条 第 項	事項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律 第 条 第 項		

(注) 保証期間が更新された場合には、更新後の保証期間の終期を指すものとします。

## 2. 担保預り証番号 第 号

## 届出受理証

上記届出を受理したので通知します。

令和 年 月 日

印

- (注) 1. この届出書は、2部提出して下さい。  
2. 一括担保を提供している場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。  
3. この届出書は保証期間の終期の1か月前までに提出して下さい。  
4. 担保物件の解除申請の際は、改めて担保解除申請書と担保預り証を提出して下さい。

積荷目録  
CARGO DECLARATION

10. 日付及び船長から委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名  
Date and name of agent or officer authorized by master

(注) ※の付されている項目については記入不要。  
Note It is not necessary to fill in the item marked “※”.

申請番号

## 滅却（廃棄）承認申請書

令和 年 月 日  
税関長殿

申請者

住所

氏名又は名称

下記の物品を滅却（廃棄）したいので申請します。

※ 適用法令	イ. 關稅法第45条第1項（第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15） ロ. 關稅法第65条第1項 ハ. 關稅法第65条第2項により準用される同条第1項 ニ. 關稅法第65条の2第1項 ホ. 關稅定率法第17条第5項 ヘ. 關稅定率法第20条第2項 ト. 關稅定率法施行令第61条により準用される同法施行令第11条第2項		
	記号・番号	品名	個数
輸入許可税関		輸入許可等の年月日	
蔵置場所		輸入許可書等番号	
滅却（廃棄）の日時			
滅却（廃棄）の方法・場所			
積載船舶（航空機）の名称及び入港年月日			
滅却（廃棄）の理由			

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。  
 2. この申請書は、輸入の許可書又はこれに代わる税關の証明書を添付して下さい。  
 3. 廃棄承認申請書として使用する場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付して下さい。  
 4. ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

(規格A4)

届出番号

## 外 国 貨 物 亡 失 届

令和 年 月 日

税関長 殿  
 届出者  
 住 所  
 氏名 (名称及び代表権者の氏名)

外国貨物を亡失したため、下記のとおり届け出ます。

## 記

適用法令	1. 関税法第45条第3項 (法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15) 2. 関税法第65条第4項 3. 関税法第65条の2第3項 4. 関税法第67条の5 (上記1から4で該当する番号を○で囲んで下さい。)	
保税地域の名称・所在地 (上記1に該当する場合のみ記載)	保税地域名： 住所：	
亡失した貨物の明細	品 名	
	記号・番号	
	数 量	
	価 格	
	参考事項	
亡失した貨物が置かれていた場所(亡失した場所)		
亡失した年月日		
亡失の事由		

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者(法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。)の氏名を記載してください。  
 2. この届出書は、1通提出して下さい。  
 3. 参考事項欄には、適用法令が1に該当する場合は、輸出貨物又は輸入貨物の別、2に該当する場合は、保税運送の承認書の番号、3に該当する場合は、郵便物の保税運送の届出番号、4に該当する場合は輸出の許可書の番号を記入して下さい。

(規格A4)

申請番号

保 稅 藏 置 場  
 保 稅 工 場 許可の承継の承認申請書  
 保 稅 展 示 場  
 総 合 保 稅 地 域

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者  
 住 所  
 法 人 番 号  
 氏名又は名称

申 請 者  
 住 所  
 法 人 番 号  
 氏名又は名称

関税法施行令第39条の2第1項又は第2項（第50条の2、第51条の8、第51条の15）の規定により、下記のとおり申請します。

記

保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の名称	
保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の所在地	
承継後の保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・業務を譲り渡そうとする者）の氏名又は名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・業務を譲り渡そうとする者）の住所	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・業務を譲り受ける者）の氏名又は名称	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・業務を譲り受ける者）の住所	
許 可 の 承 継 の 理 由	
（相続があった・合併・分割・業務の譲渡しが予定されている）年月日	

（注）1. 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

2. この申請書は1通（税関支署を経由する場合は2通）提出して下さい。

(規格A4)



(A面)

日本国税關  
税關株式C第5360号

## 携帶品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税關職員へ提出してください。  
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名	出発地		
入国日	年 月 日		
氏名	フリガナ		
現住所 (日本での 滞在先)			
電話	( )		
職業			
生年月日	年 月 日		
パスポート番号 旅券番号			
同伴家族	20歳以上 名	6歳以上20歳未満 名	6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する□に"✓"でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？ はい いいえ
- ① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが  
禁止されているもの（B面1. を参照）
  - ② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持  
込みが制限されているもの（B面2. を参照）
  - ③ 金地金又は金製品
  - ④ 免税範囲（B面3. を参照）を超える  
購入品・お土産品・贈答品など
  - ⑤ 商業貨物・商品サンプル
  - ⑥ 他人から預かったもの（スーツケースなど運搬用具  
や理由を明らかにされず渡されたものを含む）

\* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時  
に携帶して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又  
は1kgを超える貴金属などを持っていますか？ はい いいえ
- \* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帶輸出・  
輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に  
送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？
- はい ( 個 )  いいえ
- \* 「はい」を選択した方は、入国時に携帶して持ち込むものをB面  
に記入したこの申告書を2部、税關に提出して、税關の確認を受けて  
ください。（入国後6か月以内に輸入するものに限る。）確認を  
受けた申告書は、別送品を通關する際に必要となります。

### 《注意事項》

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かつ  
てきたものなど日本に持ち込む携帶品・別送品については、法令に  
基づき、税關に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告  
漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されるこ  
とがあります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（A面の1. 及び3. ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）

(注) 「その他の品名」欄は、申告を行う入国者本人（同伴家族を含む）の個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。  
また、別送品も記入不要です。

酒類		本	*税関記入欄
たばこ	紙巻	本	
	加熱式	箱	
	葉巻	本	
	その他	グラム	
香 水		オンス	
その他の品名	数 量	価 格	
*税関記入欄			
			円

### 1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
- ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
- ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
- ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

### 2. 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ヒ・ヘビ・リカゴメ・象牙・じや香・サボテンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ゾーザ・ジヤーカー類を含む。)、野菜、果物、米など
- \* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

### 3. 免税範囲（一人あたり。乗組員を除く。）

- ・酒類3本(760mlを1本と換算する。)
- ・紙巻たばこ200本（外国製、日本製の区分なし。）  
(2021年9月30日までは400本)
  - \* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
  - ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物  
(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
  - \* 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
  - \* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
  - \* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になります。

携帯品・別送品申告書の記載に御協力頂きありがとうございました。日本に入国（帰国）されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろしくお願いします。

## 輸入(納税)申告書(少額個人通関用)

申告年月日 あて先 輸入者 (住所・氏名) 代理人 (住所・氏名) (委任状添付) TEL ( )	年月日 長殿	申告番号 AWB(B/L)番号 貨物の個数・記号・番号
仕出人 (住所・氏名)		
貨物蔵置場所		

(1欄) 品名	申告価格 (課税価格の端数処理)		関税の番号	関税の 税率	④ (%)	
税額の計算方法	【関税】 ⑤(徴税製品)or③(徴量製品)	①* ↓(①の1,000円未満切り捨て) ②	数量 又は 個数	③	基□協□特□暫□簡□	
	【税】	④	⑥	⑦	⑥の100円未満切り捨て	
	【消費税】	⑧	⑨	⑨	⑧の100円未満切り捨て	
	⑩(①+⑦+⑨)	⑪ ⑩の1,000円未満切り捨て	⑫	【免税関係】 □定14条10号、□定14条18号、 □輸13条1項1号、□ その他	⑫	⑫の100円未満切り捨て
	⑪	⑫	⑬	⑬	⑬の100円未満切り捨て	
	【地方消費税】	⑭	⑮	⑯	⑯ (1円未満切り捨て) ⑯ ⑯の100円未満切り捨て	
⑭	⑮	⑯	⑯	⑯の100円未満切り捨て		

\* 申告価格欄①は、貨物代金・貨物運賃・貨物保険料の合計額を記載する(裏面計算方法参照)。

税額計	a 関税額 各欄⑥の合計の100円未満 切り捨て	b 税額 各欄⑧の合計の100円未満 切り捨て	c 消費税額 各欄⑩の合計の100円未満 切り捨て	d 地方消費税額 各欄⑫の合計の100円未満 切り捨て	e 消費税合計額 (c+d)												
	納付税額計 (a+b+e)																
	※ 許可印・許可年月日																
関税法第70条関係 【法令名 植物□ 家畜□ 薬機□】																	
※																	
<table border="1"> <tr> <td>※ 審査</td> <td>※ 収納</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>						※ 審査	※ 収納										
※ 審査	※ 収納																

- (注意) 1 ※印欄は、記入しないで下さい。  
 2 この申告書による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求ができます。  
 なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を変更することができます。  
 3 この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。  
 4 上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第70条非該当については先例としません。

(規格A4)

(裏面)

申告価格の計算方法

あなたが輸入しようとする貨物の「仕入書」に記載されている価格は ?

- CIF価格 (貨物代金+貨物運賃+貨物保険料) ······ ①  
 C&F価格 (貨物代金+貨物運賃) ······ ②  
 FOB価格 (貨物代金のみ) ······ ③

① 仕入書価格  $\times$  為替換算レート = 申告価格

② 仕入書価格 + 貨物保険料  $\times$  為替換算レート = 申告価格

③ 仕入書価格 + 貨物運送料 + 貨物保険料  $\times$  為替換算レート = 申告価格

また、あなたが輸入しようとする貨物に課せられる関税は、貨物の種類ごとに異なりますのでご注意下さい。

なお、インボイス (仕入書) に記載された品目が数種類ある場合には、上記の「貨物運送料」及び「貨物保険料」をそれぞれの貨物ごとに計算する必要があり、以下のようになります。

[例]

<インボイス>		【為替相場 \$1=100.00円】	
商品 A	価格 \$100	商品 A	100
商品 B	価格 \$50	商品 B	50
運賃	\$30	運賃	30
保険料	\$20	保険料	20
		合計	20,000円

[計算式]

商品Aの価格 + 商品Bの価格 = \$100 + \$50 = \$150

20,000円 ÷ 150 = 133.33 ······ [按分係数] (小数点以下第3位四捨五入)

【商品の価格】  $\times$  按分係数 = 申告価格

(商品A) ······ 100  $\times$  133.33 = 13,333 商品Aの申告価格 : 13,333円

(商品B) ······ 50  $\times$  133.33 = 6,666.5 商品Bの申告価格 : 6,666円

(円位未満切り捨て)

スパークリングワインの関税の計算

【税率が従量税品 (貨物容量又は数量に課税される貨物)】

あなたが輸入しようとしている貨物がスパークリングワイン (750ml・アメリカ産) が2本の場合

申告数量 (申告書の③に記載する数量)  $\rightarrow$  750ml  $\times$  2本 ③1,500ml

(数量欄にも同様に記載)

税率 (申告書の④に記載する税率)  $\rightarrow$  ④182円／1

税額  $1,500ml \times 182.00円／1 = 273.00$  - (円未満切り捨て) - 273 - (100円未満切り捨て)  $\rightarrow$  ⑦ 200

(1.51)

【酒税】

1,500ml  $\times$  90,000円／kl = 135  $\rightarrow$  100

となります。

消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日より「軽減税率制度」が実施されており、消費税及び地方消費税を合わせた税率が、軽減税率8% (消費税6.24%、地方消費税1.76%) と標準税率10% (消費税7.8%、地方消費税2.2%) の複数税率とされています。

保税地域から引き取られる飲食料品 (酒類を除く) については、軽減対象貨物として軽減税率の対象となります。

(注) • CIF価格とは、貨物代金、貨物運賃及び貨物保険料を合計した価格です。

• C&F価格とは、貨物代金と貨物運賃を合計した価格です。

• FOB価格とは、貨物代金のみの価格です。

• 酒税の税率は、令和2年10月1日現在における果実酒の税率です。

## 輸入(納税)申告書(少額個人通関用)(つづき)

貨物の個数・記号・番号	申告番号	※
※税関記入欄		

(欄)	品名			関税の番号		
申告価格 (課税価格の端数処理)	①*	↓((①の1,000円未満切り捨て) ②)	数量 又は 個数	③	関税の 税率	④ (%) 基□協口特□暫□簡□
【関税】	⑤(従価製品)or③(従量製品)	④	×	⑥	⑦	⑥の100円未満切り捨て
【税】			税率	⑧	⑨	⑧の100円未満切り捨て
【消費税】	⑩((①+⑦+⑨))		×	⑪ ⑩の1,000円未満切り捨て		
税額の計算方法			→		【免税関係】 □定14条10号、□定14条18号、 □輸13条1項1号、□ その他	
	⑪		×	7.8% (6.24%)	⑫	⑫の100円未満切り捨て
	⑬		×	22/78	⑭ (1円未満切り捨て) ⑮ ⑭の100円未満切り捨て	

申請番号

## 救援品等についての手数料還付申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住所

氏名又は名称

関税法第102条の2第1項の規定により、関税法第100条の規定により納付した手数料の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貨物の種類	関税法第102条の2第1項第( )号該当			
還付を受ける手数料の額	円			
手数料を納付した許可書の番号及び申請年月日	申請番号 令和 年 月 日			
災害等が発生した時における貨物の蔵置場所	..... 管理者氏名			
還付する手数料の振込先	銀行名	銀行	支店	普通 当座
	口座名義			
	口座番号			

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。  
2. 貨物の種類の欄には、( )に該当する号数を記入して下さい。なお、貨物が第1号該当(救援品)である場合には、貨物の蔵置場所欄の記入は不要です。

(規格A4)

申請番号

## 救援品等についての手数料免除申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住所

氏名及び名称

関税法第102条の2第2項の規定により、関税法第100条の規定により納付すべき手数料の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貨物の種類	関税法第102条の2第1項第( )号該当
免除を受ける手数料の額	円
申請の理由	
災害等が発生した時における貨物の蔵置場所	..... 管理者氏名

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。  
2. 貨物の種類の欄には、( )に該当する号数を記入して下さい。なお、貨物が第1号該当(救援品)である場合には、貨物の蔵置場所欄の記入は不要です。  
3. 申請理由の欄には、保税地域から緊急に引き取ることの必要性等を記入して下さい。

(規格A4)

申請番号

## 救援品等についての証明手数料還付申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住所

氏名又は名称

関税法第102条の2第3項の規定により、関税法第102条第2項の規定により納付した手数料の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

貨物の種類	関税法第102条の2第3項第( )号該当		
證明交付申請番号			
證明書類交付年月日	令和 年 月 日		
交付證明書の種類			
還付を受ける手数料の額	円		
還付を受ける理由			
災害等が発生した時における貨物の蔵置場所	管理者氏名		
還付する手数料の振込先	銀行名	銀行	支店 普通 当座
	口座名義		
	口座番号		

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。  
2. 貨物の種類の欄には、( )に該当する号数を記入して下さい。なお、貨物が第1号及び第3号該当である場合には、貨物の蔵置場所欄の記入は不要です。  
3. 還付を受ける事由は、具体的に記入して下さい。

(規格A4)

申請番号

## 救援品等についての証明手数料免除申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住所

氏名又は名称

関税法第102条の2第4項の規定により、関税法第102条第2項の規定により納付すべき手数料の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貨物の種類	関税法第102条の2第3項第( )号該当
証明書の種類	
免除を受ける額	円
免除を受ける理由	
災害等が発生した時における貨物の蔵置場所	管理者氏名

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。  
2. 貨物の種類の欄には、( )に該当する号数を記入して下さい。なお、貨物が第1号及び第3号該当である場合には、貨物の蔵置場所欄の記入は不要です。  
3. 免除を受ける事由は、具体的に記入して下さい。

(規格A4)

認定番号

Authorization No.



令和 年 月 日  
Date

## 認定製造者認定書 Certificate of AEO Manufacturer

を認定製造者として認定します。

is hereby certified as an Authorized  
Economic Operator (Manufacturer).

税関長

印

Director-General of

Customs

認定番号

Authorization No.



令和 年 月 日  
Date

## 認定通関業者認定書 Certificate of AEO Customs Broker

を認定通関業者として認定します。

is hereby certified as an Authorized  
Economic Operator (Customs Broker).

税関長

(印)

Director-General of

Customs

特例輸入者等 承認・認定 内容変更届  
(通関業の許可申請事項等の変更届兼用)

令和 年 月 日

税関長 殿

届出者  
住 所  
氏名又は名称  
(対象事業部門の名称)  
電 話 番 号  
輸出入者符号

代理人  
住 所  
氏名又は名称

平成 令和 年 月 日	付 承認 認定 番号	号により 承認 認定 を受けた	特例輸入者 特定保税承認者 特定保税運送者 特定輸出者 認定製造者 認定通関業者	承認 認定
の内容について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。				

記

1. 変更内容等

変更内容	変更理由	変更事実の発生年月日

2.
  - ・関税法第7条の5第1号イからリまで
  - ・関税法第51条第1号イからハまで (法第62条において準用する場合を含む。)
  - ・関税法第63条の4第1号イからチまで
  - ・関税法第67条の6第1号イからチまで
  - ・関税法第67条の13第3項第1号イからチまで及び同項第3号イ
  - ・関税法第79条第3項第1号イからホまで (該当する事実がある場合には、その内容)のいずれかに該当する事実の有・無

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住所又は居所

氏名又は名称

関税法 第50条第1項  
第61条の5第1項 の規定により、令和 年 月 日から下記の場所において

外国貨物の蔵置等 に関する業務を行いたいので関係書類を添えて届け出ます。  
保 税 作 業

記

法第50条第1項・法第61条の5第1項の承認年月日、承認番号及び承認した税関名	承認年月日 : 年 月 日 承認番号 : 承認税関 :
場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積	名称 : 所在地 : 構造 棟数 延べ面積 (平方メートル)
営業用、自家用の別	
置こうとする貨物の種類又は保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物	

- (注) 1. この届出書は2通提出して下さい。  
2. 不要の部分は抹消して下さい。

(規格A4)

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書  
(兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者  
住所又は居所  
氏名又は名称

関税法 第50条第1項 の規定により、令和 年 月 日から下記の場所において  
第61条の5第1項

外国貨物の蔵置等 に関する業務を行いたいので関係書類を添えて届け出ます。  
保 税 作 業

記

法第50条第1項・法第61条の5第1項の承認年月日、承認番号及び承認した税関名	承認年月日： 年 月 日 承認番号： 承認税関：
場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積	名称： 所在地： 構造 棟数 延べ面積（平方メートル）
営業用、自家用の別	
置こうとする貨物の種類又は保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物	

- (注) 1. この届出書は2通提出して下さい。  
2. 不要の部分は抹消して下さい。  
3. 本届出書が受理された場合には、同場所に係る保税蔵置場又は保税工場につき、同日付で廃業の届出がなされたこととなります。

申請番号

税関様式C第9130号

特定保税承認者の承認の更新申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者  
住所又は居所  
法人番号  
氏名又は名称

関税法 第50条第4項  
第61条の5第4項 の規定により、下記の承認について、

更新を申請します。

記

特定保税承認者の承認番号	
特定保税承認者の承認を 受けた税関名	

(注) この申請書は2通提出して下さい。

(規格A4)

## 特定委託輸出申告包括申出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申請者（輸出者）  
 住所又は居所  
 氏名又は名称

代理人  
 住所又は居所  
 氏名又は名称

下記の貨物について関税法第 67 条の 3 第 1 項の規定により同法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望しますので申し出ます。

## 記

申 告 を 行 う 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
品 名 (申告件数)	( 件／月程度)
申告に係る貨物が置かれて いる場所の所在地及び名称	
申告を行う認定通関業者の 氏名又は名称	
貨物を運送する特定保税 運送者の氏名又は名称 (利用者コード)	

(注 1) この申出書は特定委託輸出申告を行おうとする税関官署毎に 2 通提出して下さい。

(注 2) 特定委託輸出申告を行おうとする貨物が置かれている場所、委託する認定通関業者又は特定保税運送者が複数ある場合は、全ての場所の所在地及び名称、認定通関業者及び特定保税運送者の氏名又は名称等を記載して下さい。

(注 3) 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して特定委託輸出申告を行う際に、この申出書の受理番号を  
入力する場合には、特定保税運送者の利用者コード、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の申告を省略する  
ことができます。